

税法実務コース「生前贈与対策」と「事業承継税制」の活用法 学習スケジュール

| 回数    | 学 習 テ ー マ |                                                                                                          | 内 容                                                                                                                          |
|-------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 回 | 「生前贈与対策」編 | 1. 民法等の改正事項<br>2. 相続税・贈与税の計算方法<br>3. 生前贈与対策の各スキーム<br>4. 各スキームの選択方法における4つの視点                              | <p>平成30年の民法改正の概要について確認し、相続税・贈与税の計算方法、生前贈与の各規定の内容について学習します。</p> <p>また、生前贈与対策を活用する際の留意事項を家族構成、財産構成、財産価額、事業承継の4つの観点から解説します。</p> |
| 第 2 回 | 「事業承継税制」編 | 5. 平成30年度の税制改正<br>6. 事業承継税制（一般措置）の概要<br>7. 事業承継税制の特例<br>8. 事業承継税制における<br>遺留分に関する民法の特例<br>9. 事業承継に関する留意事項 | <p>平成30年度の改正点について確認し、事業承継税制の一般措置及び特例措置の内容について学習します。</p> <p>また、事業承継税制に関する遺留分の特例、事業承継税制の留意事項、事業承継の進め方等についても解説していきます。</p>       |

※講義内容については変更になる場合があります。予めご了承ください。

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成30年4月1日現在確定された法令等に基づき作成しております。

# 目次

## 【「生前贈与対策」編】

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1. 民法等の改正事項                  |    |
| (1) 配偶者居住権等の創設               | 2  |
| (2) 遺産分割等の見直し                | 5  |
| (3) 遺言制度に関する見直し              | 6  |
| (4) 遺留分制度の見直し                | 7  |
| (5) 特別寄与者の創設                 | 7  |
| (6) 法務局における遺言書の保管等に関する法律の創設  | 8  |
| 2. 相続税・贈与税の計算方法              |    |
| (1) 相続税の計算方法                 | 9  |
| (2) 贈与税の計算方法                 | 11 |
| 3. 生前贈与対策の各スキーム              |    |
| (1) 生前贈与対策の概要                | 13 |
| (2) 暦年贈与の活用方法                | 16 |
| (3) 贈与税の配偶者控除の活用方法           | 18 |
| (4) 住宅取得等資金の贈与の非課税規定の活用方法    | 20 |
| (5) 教育資金の一括贈与の非課税規定の活用方法     | 24 |
| (6) 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税規定の活用方法 | 27 |
| (7) 相続時精算課税制度の活用方法           | 30 |
| (8) 事業承継税制の活用方法              | 36 |
| 4. 各スキームの選択方法における4つの視点       |    |
| (1) 家族構成によるスキーム構築            | 37 |
| (2) 財産構成によるスキーム構築            | 41 |
| (3) 財産価額によるスキーム構築            | 43 |
| (4) 事業承継によるスキーム構築            | 45 |

## 【「事業承継税制」編】

### 5. 平成 30 年度の税制改正

- (1) 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し . . . . . 4 8
- (2) 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設 . . . . . 4 9
- (3) 小規模宅地等の特例の見直し . . . . . 5 0
- (4) 農地に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し . . . . . 5 0
- (5) 納税義務者の見直し . . . . . 5 1
- (6) 相続税の申告書の添付書類 . . . . . 5 1

### 6. 事業承継税制（一般措置）の概要

- (1) 事業承継税制（一般措置）の概要 . . . . . 5 2
- (2) 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例 . . . . . 5 3
- (3) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例 . . . . . 5 7

### 7. 事業承継税制の特例

- (1) 特例の概要 . . . . . 6 0
- (2) 納税猶予の手続き . . . . . 6 9
- (3) 事業承継税制を適用する際の留意点 . . . . . 7 1

### 8. 事業承継税制における遺留分に関する民法の特例

- (1) 遺留分に関する民法の特例の概要 . . . . . 7 2
- (2) 除外合意 . . . . . 7 2
- (3) 固定合意 . . . . . 7 3
- (4) 除外合意及び固定合意の適用除外 . . . . . 7 4
- (5) 付随合意 . . . . . 7 5
- (6) 遺留分の事前放棄 . . . . . 7 5

### 9. 事業承継税に関する留意事項

- (1) 事業承継対策の事例 . . . . . 7 7
- (2) 事業承継の類型 . . . . . 7 8
- (3) 成功する事業承継に向けた進め方 . . . . . 8 0
- (4) 事業承継税制の活用方法 . . . . . 8 5

# 1. 民法等の改正事項

---

平成 30 年 7 月 6 日に、配偶者を優遇する制度を盛り込んだ相続に関する民法の改正法案が参院本会議で可決・成立しました。この改正理由としては、高齢化社会が進む中で、相続発生時に被相続人の相続人である配偶者も高齢になっているケースが増えていることから、相続後の配偶者の生活を保障するために配偶者を優遇する規定が制定されました。

## (1) 配偶者居住権等の創設

### ① 配偶者居住権

配偶者居住権とは、被相続人の配偶者が相続開始の時に居住していた建物を自身の死亡まで無償で使用収益できる権利で、遺贈、遺産分割、家庭裁判所による遺産分割の審判によって、被相続人の配偶者が取得することができる法定債権となります。

具体的な規定の内容は、以下のとおりです。

#### ● 配偶者居住権

被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、その居住していた建物（居住建物）の全部について無償で使用及び収益をする権利（「配偶者居住権」）を取得するものとする。

ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあっては、この限りでない。

イ 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。

ロ 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。

#### ● 審判による配偶者居住権の取得

遺産の分割の請求を受けた家庭裁判所は、次に掲げる場合に限り、配偶者が配偶者居住権を取得する旨を定めることができるものとする。

イ 共同相続人間に配偶者が配偶者居住権を取得することについて合意が成立しているとき。

ロ 配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるとき

#### ● 配偶者居住権の存続期間

配偶者居住権の存続期間は、配偶者の終身の間とするものとする。ただし、遺産の分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあるとき、又は家庭裁判所が遺産

の分割の審判において別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

● 配偶者居住権の登記等

居住建物の所有者は、配偶者（配偶者居住権を取得した配偶者に限る。）に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負うものとする。

● 配偶者による使用及び収益

- (1) 配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用及び収益をしなければならないものとする。ただし、従前居住の用に供していなかった部分について、これを居住の用に供することを妨げないものとする。
- (2) 配偶者居住権は、譲渡することができないものとする。
- (3) 配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得なければ、居住建物の改築若しくは増築をし、又は第三者に居住建物の使用若しくは収益をさせることができないものとする。
- (4) 配偶者が(1)又は(3)の規定に違反した場合において、居住建物の所有者が相当の期間を定めてその是正の催告をし、その期間内に是正がされないときは、居住建物の所有者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者居住権を消滅させることができるものとする。

● 居住建物の修繕等

- (1) 配偶者は、居住建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができるものとする。
- (2) 居住建物の修繕が必要である場合において、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、居住建物の所有者は、その修繕をすることができるものとする。
- (3) 居住建物が修繕を要するとき（(1)の規定により配偶者が自らその修繕をするときを除く。）又は居住建物について権利を主張する者があるときは、配偶者は、居住建物の所有者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならないものとする。ただし、居住建物の所有者が既にこれを知っているときは、この限りでないものとする。

- 居住建物の費用の負担

配偶者は、居住建物の通常の必要費を負担するものとする。

- 居住建物の返還等

配偶者は、配偶者居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならないものとする。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物の所有者は、配偶者居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求めることができないものとする。

② 配偶者短期居住権

配偶者が遺産分割の対象の建物に住んでいる場合には、最低6月間は無償で住めるようにする配偶者短期居住権も設けました。具体的には、相続開始後の短期間の住まいの確保のための法定債権で、遺産分割が終了するまでは配偶者に居住権を与えるものです。なお、この配偶者短期居住権は、登記することができません。

具体的な規定の内容は、以下のとおりです。